

つちはし事務所通信

9

September
2021



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2021年9月1日

重要改正
確定

令和3年度の地域別最低賃金の改定状況 正式に決定!

令和3年度の地域別最低賃金が正式に決定されました。
発効年月日とともに、地域別最低賃金の額をご確認ください。

給与明細

項目	金額	項目	金額
基本給	10,000	残業代	5,000
通勤手当	5,000	家族手当	10,000
住宅手当	10,000	退職金	100,000
健康保険料	10,000	厚生年金料	10,000
雇用保険料	10,000	所得税	10,000
合計	50,000	合計	145,000

都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日 (2021年)	都道府県名	最低賃金時間額		引上額	発効月日 (2021年)
	改定前	改定後				改定前	改定後		
北海道	861	889	28	10/1	滋賀	868	896	28	10/1
青森	793	822	29	10/6	京都	909	937	28	10/1
岩手	793	821	28	10/2	大阪	964	992	28	10/1
宮城	825	853	28	10/1	兵庫	900	928	28	10/1
秋田	792	822	30	10/1	奈良	838	866	28	10/1
山形	793	822	29	10/2	和歌山	831	859	28	10/1
福島	800	828	28	10/1	鳥取	792	821	29	10/6
茨城	851	879	28	10/1	島根	792	824	32	10/2
栃木	854	882	28	10/1	岡山	834	862	28	10/2
群馬	837	865	28	10/2	広島	871	899	28	10/1
埼玉	928	956	28	10/1	山口	829	857	28	10/1
千葉	925	953	28	10/1	徳島	796	824	28	10/1
東京	1013	1041	28	10/1	香川	820	848	28	10/1
神奈川	1012	1040	28	10/1	愛媛	793	821	28	10/1
新潟	831	859	28	10/1	高知	792	820	28	10/2
富山	849	877	28	10/1	福岡	842	870	28	10/1
石川	833	861	28	10/7	佐賀	792	821	29	10/6
福井	830	858	28	10/1	長崎	793	821	28	10/2
山梨	838	866	28	10/1	熊本	793	821	28	10/1
長野	849	877	28	10/1	大分	792	822	30	10/6
岐阜	852	880	28	10/1	宮崎	793	821	28	10/6
静岡	885	913	28	10/2	鹿児島	793	821	28	10/2
愛知	927	955	28	10/1	沖縄	792	820	28	10/8
三重	874	902	28	10/1					

★時給以外の日給月給の方も週40時間労働の事業所であれば、皆勤手当や通勤手当、家族手当、残業代等を除き、約143,000円以上支払う必要があります。
お早めに対象者を把握し、契約内容の変更をお願いします。
分かりにくい点などございましたら、つちはし事務所までお問い合わせください。

最低賃金
〇〇〇円



「業務改善助成金」 特例的な要件緩和・拡充を8月から実施

厚生労働省では、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図るため、「業務改善助成金」制度を設けています。

この「業務改善助成金」について、令和3年8月1日から、特例的な要件緩和・拡充が実施されています。ポイントを確認しておきましょう。

.....令和3年8月からの業務改善助成金の特例的な要件緩和・拡充のポイント.....

1. 特に業況の厳しい事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）への特例

① 対象人数の拡大・助成上限額引上げ

現行では、最大「7人以上」としている賃金引上げ対象人数について、最大「10人以上」のメニューを増設し、助成上限額を450万円から600万円へ拡大。

〈補足〉この特例については、コロナ禍で特に影響を受けている事業主（前年又は前々年比較で売上等▲30%減）に加え、事業場内最低賃金900円未満の事業場も対象。

② 設備投資の範囲の拡充

現行では、自動車（特種用途自動車を除く）やパソコン等の購入は対象外であるところ、コロナ禍の影響を受ける中であっても、賃金引上げ額を30円以上とする場合には、生産性向上に資する自動車やパソコン・スマホ・タブレット等を補助対象に拡充。

2. 全事業主を対象とする特例

① 45円コースの新設

最も活用されている30円と60円の間には45円コースを増設。

② 同一年度内の複数回申請

現行では、同一年度内の複数回受給は認められていないが、年度当初に助成金を活用し、賃上げを実施した事業場であっても、10月に地域別最低賃金の引上げが行われ、再度賃上げを行うケースが想定されるため、年度内の複数回申請を可能とする。



☆ 詳しい内容については、気軽にお声がけください。

全事業主（すべての中小企業・小規模事業者）を対象とする特例もございますので、積極的にご検討ください。

あとかき◆つちはし事務所より

★オリンピックの興奮も冷めやらぬ中、今度はパラリンピックが始まりました。連日超人的なパフォーマンスを見せてくれるパラリンピアンは、人間にはどんな困難もバネにして成長する力があるんだと教えてくれているようです。思いがけず全世界が直面しているコロナ禍も、人類がこの困難をバネに更に成長することを試されているのかもしれない。デジタルシフト、行政と医療の効率化、国際協調、どれをとっても官も民も「伸びしろしかない」ように思います。あとは伸びるだけ、でしょうか。

★9月1日から新たに発足する「デジタル庁」。コロナ禍で露呈した、デジタル化で遅れをとる日本社会を変革することはできるのでしょうか。デジタル庁のHPには「社会全体のデジタル・トランスフォーメーションの実現に向けて、迅速かつ継続的にデジタル改革を推進していきます。国民の幸せにつながるサービス提供を実現し、デジタル社会の形成に尽力してまいります。」とありますが、具体的に何をどうするのかは、なかなか見えてきません。

★とはいえ、マイナンバーカードを健康保険証として使えるようにするという話は着々と進んでいるようです。マイナンバーカードが健康保険証となれば、入社の手続きさえすれば、健康保険証が郵送されるのを待ってから病院に行くという不便も解消されます。テレビのCMでも最近よく言ってます「そろそろ、あなたもマイナンバーカード」。つちはし事務所でもそろそろ皆様もマイナンバーカードを取得されることをお勧めいたします。

